

【指定更新の流れについて】

事業者の指定の有効期間は6年間であり、事業を継続する場合は、事前に更新申請を行う必要があります。

指定更新申請にあたっては、下記の流れを参考に手続きを行ってください。

❗ **ご注意ください**

- ・更新申請を行わなかった場合は、指定が失効します。
- ・人員や設備等の基準を満たしていない場合は、指定の更新はできません。
- ・他サービスと有効期間を揃えるため等の理由により、有効期間満了を待たずに更新を希望する場合は、介護保険課へ御連絡ください。

1. 指定更新申請の流れ・スケジュール

	実施項目	期 日	説 明
事業所の 手続き	指定有効 期間満了 日の通知	指定有効期間満了日※ の概ね3か月前	○ 指定有効期間の満了日を迎える事業者に対し、期間満了日の概ね3か月前に、介護保険課から「更新のお知らせ」と「意向申出書」を送付します。
	意向申出書 の提出	指定有効期間満了日※ の概ね3か月前	○ 事業を継続する場合、意向申出書を提出してください。 ※ 提出方法はメール、FAX、郵送、持参のいずれも可。 事業を終了する場合は、廃止届の提出が必要。
	指定手数料 の納付	納入通知書の <u>発行日から15日以内</u>	○ 意向申出書の内容を介護保険課で確認後、事業所に対して納入通知書（納付書）を発送しますので、金融機関で手数料を納付してください。 ※1 納入通知書の期限切れに注意してください。 ※2 申請書類提出後、指定更新申請を取りやめる場合や、審査の結果、指定更新ができない場合であっても <u>手数料は返還できません</u> のでご注意ください。
	申請書類 の提出	手数料の納付後 指定有効期間満了日※ の2か月前まで <small>例) 3月31日満了の場合 →1月31日までに提出</small>	○ 手数料の納付後、 <u>指定有効期間満了日の2か月前までに指定更新申請書類を提出してください。</u> ○ 提出の際は、申請者控えとして <u>申請書類一式の写しを必ず保管</u> してください。
介護保険課の 手続き	書類審査		○ 申請内容が指定基準等を満たしているか確認するため、 <u>書類審査</u> を行います。
	指定更新		○ 指定更新通知書を郵送します。 ○ <u>指定の有効期間は6年間</u> です。当該有効期間を更新するには、同様に更新申請が必要となります。
	情報提供	指定更新後	○ 新潟県介護保険事業者台帳へ事業者情報を登録し、新潟県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。
	現地確認	随時	○ 直近の指定（更新）以降、事業所の所在地変更があった場合、 <u>現地確認</u> を行う場合があります。 (実施する場合は、別途通知します。)

※指定有効期間満了日は、直近の指定（更新日）から6年間を満了する日

例) 直近の指定日が平成30年4月1日の場合 ⇒ 満了日は令和6年3月31日

2. 指定更新手数料

指定更新申請にあたっては、長岡市手数料条例（平成 12 年長岡市条例第 3 号）に基づき、下記の指定手数料が必要となります。

意向申出書を確認後、納入通知書を発送しますので、最寄りの記入機関で納付してください。

手数料の名称	手数料の額
指定居宅介護支援事業者指定更新手数料	8, 7 0 0 円
指定介護予防支援事業者指定更新手数料	

3. 指定更新申請に関する問い合わせ・書類提出先

長岡市福祉保健部 介護保険課 介護事業推進係

〒940-8501

新潟県長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10

電 話 : 0258-39-2245 (直通)

F A X : 0258-39-2278

E-mail : kaigo@city.nagaoka.lg.jp